

令和 4 年 4 月 2 5 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和4年第4回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第2号	専決処分事項の報告について	令和4年 4月25日		
報告第3号	専決処分事項の報告について	"		
議第105号	専決処分事項の承認について（天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）	"		
議第106号	専決処分事項の承認について（天草市税条例の一部を改正する条例）	"		
議第107号	専決処分事項の承認について（天草市都市計画税条例の一部を改正する条例）	"		
議第108号	専決処分事項の承認について（天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	"		
議第109号	天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第110号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第111号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第112号	固定資産評価員の選任について	"		

## 報告第 2 号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 3 年 10 月 15 日（金曜日）  
午後 3 時 20 分頃
- 2 事故発生場所 天草市河浦町久留 4 2 1 5 番地付近（国道 266 号）
- 3 和解の相手方 天草市在住者
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が右折のため停止中の相手方車両に後方から衝突し、相手方に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 356,785 円（相手方身体的損害賠償分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

## 報告第3号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月25日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和4年2月21日（月曜日）  
午後4時00分頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町城河原二丁目1890番地8付近（市道奈久葉峠線 第一隧道内）
- 3 和解の相手方 苓北町在住者（車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、経年劣化によって破損し、中央線から走行車線上に移動していた道路鉄の上を相手方車両が通過した際、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 18,468円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 105 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

## 天草市専決第5号

### 専決処分書

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

天草市長 馬場 昭治

#### （専決処分の理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第13号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成18年天草市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第 106 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。



## 天草市専決第2号

### 専決処分書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

天草市長 馬場 昭治

#### （専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第10号

### 天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成18年天草市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特

定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天草市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第 107 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第3号

専決処分書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第 11 号

### 天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 7 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 16 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 108 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

## 天草市専決第4号

### 専決処分書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

天草市長 馬場 昭治

#### （専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。



## 天草市条例第12号

### 天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成18年天草市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 109 号

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第 15 条の表第 18 条第 4 項の項中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同表第 24 条第 3 項の項中「第 24 条第 3 項」を「第 24 条第 4 項」に改め、同表第 24 条第 4 項及び第 27 条第 3 項の項中「第 24 条第 4 項」を「第 24 条第 5 項」に改め、同表第 24 条第 5 項の項中「第 24 条第 5 項」を「第 24 条第 6 項」に改める。

第 23 条第 2 号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

第 27 条を第 29 条とし、第 26 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 27 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

非常勤の職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 110 号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和 4 年 4 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 18 年天草市条  
例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 18 年天草市条例第 43 号)の一部を  
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 21 年天草市条例第 87 号)  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の天草市議会議員に  
対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定、第 2 条の

規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項及び第3項並びに第3条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 4 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に、「1 0 0 分の 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 5 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の天草市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 2 4 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び天草市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 2 4 条第 4 項から第 6 項まで（天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 6 号）第 1 5 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 3 3 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当

は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- イ 新給与条例第24条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

- 3 令和3年12月に天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。